

町長	副町長	課長	主幹	担当	合議

別記様式第4号

会議等結果報告書			
会議区分	会議 <del>・打合せ</del> <del>・協議</del>	文書番号	1014
		決裁期日	平成25年 3月 4日
名称	上富良野町企業振興措置条例適用審査委員会		
日時	平成25年 3月 4日(月) 11時00分～11時15分		
場所	上富良野町役場 2階 審議室		
出席者	委員：川上委員、富山委員、荒田委員、田浦委員(副町長)、田中委員(総務課長)、北向委員(建設水道課長) 6名 庶務 産業振興課長 商工観光班主幹 担当主査		
内容	[REDACTED]から上富良野町企業振興措置条例第7条に基づく工場等の指定申請書が提出されたことから同条例施行規則第14条第1項第1号の規定により指定の可否について、上富良野町企業振興措置条例適用審査委員会を開催し審査を行った。		
	1 委員長あいさつ後、審査を行った。		
	2 工場等指定の可否について		
	担当主査から別紙資料により工場等の指定について説明。		
	既存工場は40年が経過し老朽化が進んでいることから最新設備の新工場を建設する。		
	事業計画の概要、食肉加工場新設(食料品製造業)、投下固定資産額952,000千円、増加する従業員10名、工場面積3,050㎡、平成25年11月15日操業開始予定。		
	助成内容については、固定資産税の免除と従業員1につき15万円の助成が3年間、固定資産評価基準日が平成26年1月1日のため助成については平成26年度からで雇用助成額については75万円、平成27年度、平成28年度については、北海道の補助金との調整がないため雇用助成が150万円となる。利子助成については、借入利子に応じて最大で125万円を5年間助成する		
	質疑1 増加する10名の従業員の雇用はどのように確認するのか。		
	担当 操業に伴う新規雇用者については、雇用保険資格取得確認通知書などで確認してから助成することになる。		
	委員長 他に質疑がなければ、指定することを可とすることで決定するがよいか。		
	各委員 異議なし。(指定することで決定)		
	以上で会議を終了。		